
プロジェクト	資金決済法等の改正に伴う電子決済手段に係る会計上の取扱い
項目	適用時期及び経過措置の検討

本資料の目的

1. 本資料では、現在審議を行っている改正実務対応報告第 45 号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」（以下「改正実務対応報告第 45 号」という。）の適用時期及び経過措置について検討することを目的としている。

適用時期

2. 2023 年 11 月の実務対応報告第 45 号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第 45 号」という。）の公表時には、次の理由により、実務対応報告を公表日以後適用することとし（実務対応報告第 45 号 BC46 項）、公表日後最初に開始する 3 月決算の期首から適用するものとはしなかった。
 - (1) 改正された資金決済法の施行に合わせて本実務対応報告の対象となる電子決済手段が発行される場合、実務対応報告第 45 号を可能な限り早い時期に適用することのニーズが高いと考えられる。
 - (2) 本実務対応報告に定める会計処理等には複雑さがなくその適用の困難さはないと考えられるため、特段の準備期間は必要ないと考えられる。
3. 今回の改正実務対応報告第 45 号についても、以下の状況にある。
 - (1) 改正後の法令等が 2026 年 6 月に既に施行されており、可能な限り早い時期に適用することのニーズが高いと考えられる。
 - (2) 改正実務対応報告に定める外国信託型第 4 号電子決済手段の会計処理等には複雑さがなくその適用の困難さはないと考えられるため、特段の準備期間は必要ないと考えられる。
4. したがって、改正実務対応報告第 45 号の適用時期については、公表日以後適用することとしてはどうか。

経過措置

5. 本資料第3項に記載のとおり、2026年6月に既に改正後の法令等が施行されていることから、改正実務対応報告第45号の原則的な適用時期までの間に外国信託型第4号電子決済手段の発行又は保有が行われる場合、従前の会計処理を認める経過的な取扱いを認めるかどうかが論点となる。
6. この点、実務対応報告第45号の公表時には、特段の経過的な取扱いを定めないこととし、企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第6項(1)に定める会計方針の変更に関する原則的な取扱いに従い、新たな会計方針を遡及適用することとした（実務対応報告第45号BC46項）。これは、実務対応報告第45号の適用後における発行残高又は保有残高に対して同一の会計処理が行われているほうが財務諸表の理解可能性が高まると考えられることや、遡及適用のコストも高くないと考えられるためである（第498回企業会計基準委員会審議事項(5)-4参照）。
7. 今回の改正実務対応報告第45号においても、実務対応報告第45号の公表時と同様の状況にあるため、特段の経過的な取扱いを設けないことでどうか。

ディスカッション・ポイント

本資料第4項に記載の適用時期及び本資料第7項に記載の経過措置に関する事務局提案について、ご意見を伺いたい。

以 上